

# 消 防 か ら の お 知 ら せ

安全・安心な暮らしのために…

## 住宅用火災警報器

の設置が義務付けられました！

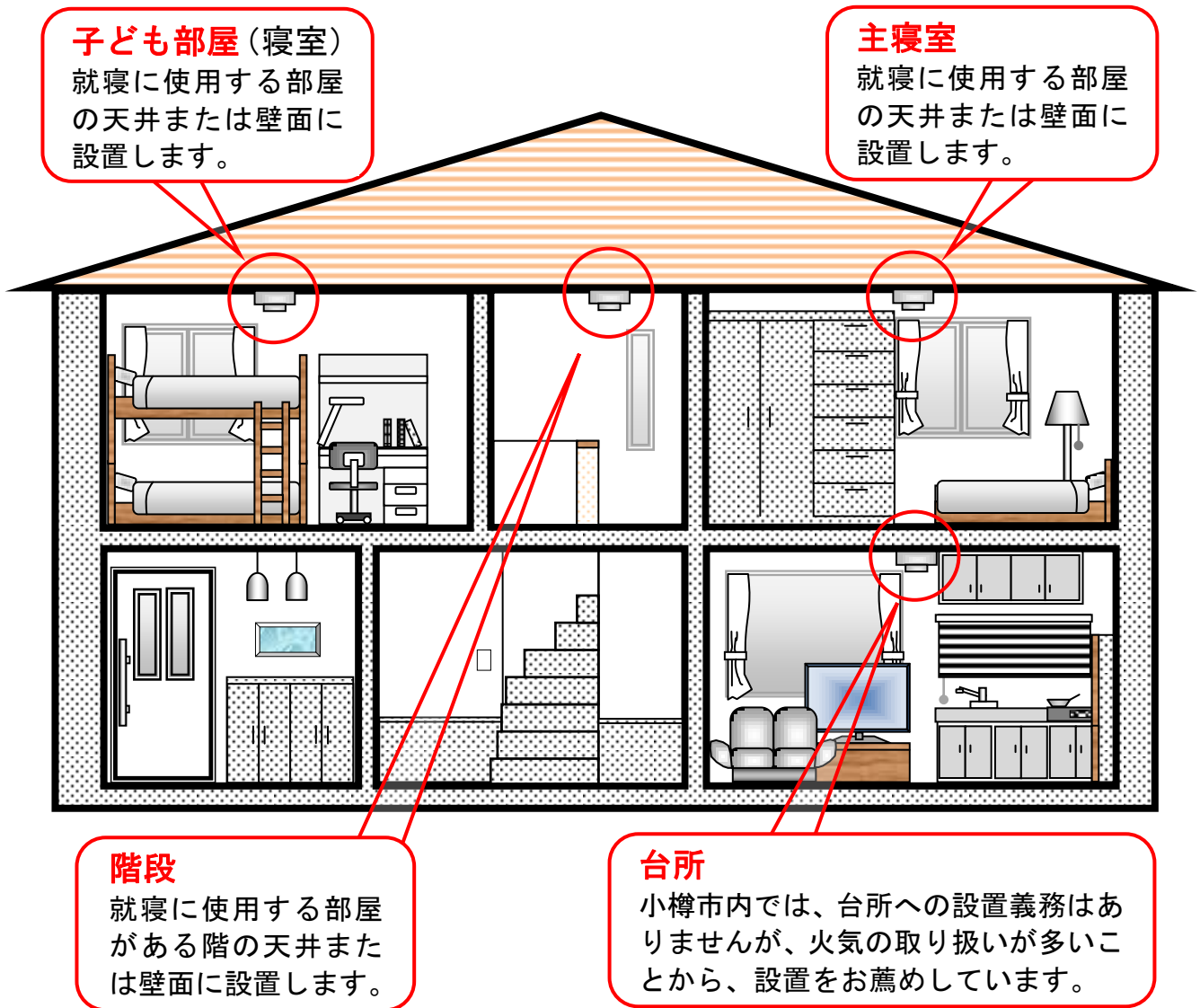


購入と設置のポイントは、次のとおりです。

- 住宅用火災警報器は、  
平成23年6月1日から設置が義務付けられています。  
※マンションやアパート等で「自動火災報知設備」や「共同住宅用スプリンクラー設備」が寝室等に有効に設置されている場合は、住宅用火災警報器の設置は必要ありません。
- 住宅用火災警報器は、  
家族全員の寝室と、寝室が2階にある場合は階段室  
に設置してください。  
※裏面の図をご参照ください。
- 住宅用火災警報器は、  
寝室と階段室には煙式の設置が必要です。  
※台所には煙式または熱式も選択できますが、より早く火災の発生を知らせる煙式をお薦めします。
- 住宅用火災警報器は、  
NSマークの付いたものをお薦めします。  
※日本消防検定協会が、メーカーの依頼を受けて行った鑑定により適合製品と判定したものまたは型式評価に合格したものです。
- 住宅用火災警報器は、  
ホームセンター、電器店、消火器等販売店で購入で  
きます。  
※消火器等販売店は、職業別電話帳（タウンページ）の「消防用設備・用品・保守点検」に記載されています。



○ 住宅用火災警報器の取り付け場所



○ 悪質な訪問販売にご注意ください！

住宅用火災警報器の普及に伴い、悪質訪問販売が増加する恐れがあります。

消防職員や消防団員が、物品の販売を行うことはありません。

契約や取り付けをせず、すぐに消防か消費者センターにご相談ください。

○ 住宅用火災警報器に関する消防の問い合わせ先

消防本部予防課	22-9181	消防署花園出張所	23-4102
消防署	22-9171	消防署朝里出張所	54-8104
消防署銭函支署	62-2851	消防署長橋出張所	23-2316
消防署手宮出張所	23-0274	消防署塩谷出張所	26-1937
消防署手宮出張所高島支所	22-2626	消防署塩谷出張所蘭島支所	64-2161

※ 小樽市消費者センターの電話番号は、23-7851です。